

<b>交渉情報</b>	<b>NO.153</b>	郵便事業会社信越支社 営業部
JP労組信越地方本部	2012年6月29日	添付資料:6枚

## 小集団営業活動活性化のための投資措置試行実施について

(中央交渉情報郵便事業第154号関連)

郵便事業会社信越支社営業部は、本日(6月29日)「小集団営業活動活性化のための投資措置試行実施」について地方本部に説明してきました。

本部は標記施策を実施するに当たり、本社に対し実施支店の選定等、地本・支社間において施策説明を行なうよう求めていた経過にありました。この度、支社管内において試行実施支店が決定したことから、改めて説明があったものです。

趣旨は、外務社員の小集団営業活動の活性化により、営業実績向上を目的として、効果が見込まれる支店(班・センター)を対象に予算及び要員を投資するものです。

平成24年度の実施支店は、白根支店(95ブロック)、長岡西支店(94ブロック)、須坂支店(38ブロック)、飯田支店(39ブロック)の4支店であり、支社と統括営業支店で協議の上、市場性や小集団営業マネジメントが軌道にのっている支店を選定したとし、各支店原則1チーム若しくは集配センターで実施するとしています。

要員措置及び営業体制は、期間雇用社員の増雇用若しくは雇用時間数の延長により、営業時間を確保し、チーム全員営業の体制を構築するとしています。

試行実施の評価については、班・センターの評価は簡易損益により損益(収入-費用)がプラスになるかで評価するとしています。

収入=新規利用個数×収入単価(ゆうパック100円/個、ゆうメール20円/個)  
費用=追加措置した労働力+使用した物件費

評価はゆうパック及びゆうメールだけではなく、DM等の拡大も対象としています。また、詳細な内容及び取組み方法等は支社資料を参照ください。

なお、実施日は準備出来次第としています。

地本では、新たな施策であり、丁寧な組合対応が必要との見地から当該支店に対しては、「支店窓口」扱いにするとともに、中間的な検証状況について情報提供を求めています。当該支部では、試行に対し齟齬が生じている場合は現地対応するとともに、地本へ連絡願います。

【労使対応】 当該4支店は「支店窓口」説明、他については情報提供